

オーストラリアの自由貿易協定への取り組みと 国際市場への影響 ——豪米自由貿易協定の潜在的波及効果を中心として——

加賀爪 優

Masaru KAGATSUME : Australian Attitude on the Free Trade Agreement and the International Impacts --- With Special Reference to Effects of the Australia-USA FTA ---.

Recently, Australia has concluded free trade agreements (FTA) with Thailand and Singapore. Meanwhile intending to pursue the possibility of concluding FTA with the USA and Japan while insisting on global trade liberalization under the precepts of the World Trade Organization. Furthermore, Australia simultaneously strives to conclude a closer economic partnership agreement between ASEAN Free Trade Agreement (AFTA) region and Australia-New Zealand Closer Economic Relation agreement (CER) region. Therefore, the purpose of this paper is to describe the Australian position on FTA and WTO policy while elaborating on the possibility of economic effects of the Australia-USA Free Trade Agreement.

From the simulated results, it is shown that the Australia-US FTA will cause trade creation effects rather than trade diversion effects for both countries. Specifically, Australia will get larger gains on real GDP and consumption levels in terms of increase rate. However, in absolute terms, the effects suggested should be markedly different. Additionally, among the third countries, New Zealand will get the biggest benefits from the FTA although not larger than those for Australia and USA. Further, judging from the historical process of global liberalization negotiation, it seems that the consistency with WTO policy needs deeper elaboration.

現在、オーストラリアは、WTO 体制下のグローバルな貿易自由化を主張する一方で、タイ、シンガポールと自由貿易協定を結び、さらに、アメリカ、日本との自由貿易協定の可能性を模索している。これに加えて、緩やかな地域間協定として、アセアン自由貿易地域と豪州・ニュージーランド経済緊密化協定地域との間の経済協力関係（AFTA-CER-CEP）を構築しつつある。本稿の課題は、こうした状況の下で、オーストラリアの自由貿易協定への取り組みと豪米自由貿易協定の経済効果について検討することである。

1. オーストラリアの自由貿易協定への取り組み状況

(1) 豪州ニュージーランド自由貿易協定 (ANZCER)

豪州ニュージーランド自由貿易協定 (以下、CER) は、1983年に豪州-ニュージーランド間経済関係緊密化協定として締結された。

CER協定の目的は、両国間の貿易障壁を除去し、公正な競争を推進することである。この協定は貿易自由化のための機運を高めるのに大きく貢献した。それ故、当初の計画よりも5年前倒して1990年までに、タスマン海峡を挟む貿易から全ゆる関税および数量制限が廃止された。

WTOのレビューにおいて、この協定は世界で最も包括的、効率的で、多国間交渉と両立する自由貿易協定であると評価され、その成果は注目に値すると指摘されている。両国間の貿易は1983年以来、1999年の113億豪ドルまで実に563%増加した。豪州とニュージーランドの間の両方向の投資も、1983年の15億豪ドルから1998年の250億豪ドルへと増加し、これは、世界の他の地域全体への投資の伸び率の約2倍の増加率である。

このCER協定は、リカードの比較生産費説とは異なる貿易展開の好例である。というのは、リカードの比較生産費説は、「各国とも国内他産業に対する相対的生産費が貿易相手国のそれよりも低い産業部門の生産に特化してその生産物を輸出し、そうでない方の生産物を輸入することにより、全体として貿易から利益を得られる」という理論である。ではその比較生産費の国際間での差はどうして生じるかを説明する理論が「ヘクシャー＝オリーンの資源賦存説」である。つまり、「どの国も、自国に相対的に豊富に存在する資源をより集約的に投入して生産される生産物の比較生産費が安くなり、その生産物に比較優位を持つようになる。従って、そのような生産物を輸出し合うことにより貿易の利益が得られる」ということである。これを突き詰めていくと、どの国も自国に豊富に存在する資源を集約的に投入する産業に特化して、モノカルチャ経済になってしまう。さらに、産業構造が類似した国同士の間では貿易の利益は生じないことになる。

事実、これは、いわゆる産業間貿易 (国際間の垂直分業) の基本原則である。このCER協定に先だって、1966年にオーストラリアとニュージーランドの間で締結された最初の自由貿易協定 (New Zealand-Australia Free Trade Agreement=NAFTA) は、この理由のために失敗に終わった。つまり、ニュージーランドが輸出したい製品はオーストラリアの輸出品でもあり、ニュージーランドが輸入したい製品はオーストラリアでも不足する製品だったからである。この段階での貿易利益は産業構造が補完的な関係にある国同士 (例えば、日本とオーストラリアのような関係) でしか生じないことになる。

しかし、最近では、各国とも産業構造に伸縮性を持たせた上で、貿易利益を追求する傾向が生じてきた。そのため、どの国も各産業部門を或る程度維持したまま、その産業部門内で、

比較的競争力のある分野に重点をシフトさせ、その製品を輸出し合う傾向にある。例えば、同じ農業部門でも、ニュージーランドで生産費がより安い酪農品はニュージーランドが輸出し、そうでない牛肉や砂糖はオーストラリアが輸出するというように、産業内貿易（国際間の水平分業）の利益が追求されつつある。

同じくオーストラリアとニュージーランドとの間での自由貿易協定である CER 協定が（旧 NAFTA協定と違って）大成功を収めたのは、このような貿易形態と国際分業理念の変化によるものである。この CER 協定の成功に刺激されて、それ以後、似たような関係にある（つまり産業構造が似通ったもの同士である）アメリカとカナダとの間の二国間協定（CUFTA）が締結され、1994年1月に現在の北米自由貿易協定（NAFTA）に発展したのである。その意味でも、この CER 協定は二国間自由貿易協定の展開史上の画期的なものといえる。

（2）AFTA-CER 経済連携協定（Closer Economic Partnership； CEP）

オーストラリアはこの他にも、幾つかの自由貿易協定の可能性を模索している。

AFTA-CER 経済連携協定（CEP）は、アセアン自由貿易（AFTA）地域と豪州・ニュージーランド経済緊密化協定（CER）地域との間の経済連携協定（AFTA-CER-CEP）の動きであり、2002年9月14日に締結された。これは二国間自由貿易協定ではなく、複数の自由貿易地域の間での経済協力関係の協定である点で注目される。

（3）豪州-シンガポール自由貿易協定（ASFTA）

また、2000年11月15日、オーストラリアはシンガポールとの間で二国間自由貿易協定の交渉を開始することを公表した。2002年7月までに8回の交渉ラウンドが開催されており、2002年末までに交渉の締結に向けて、通信、金融、教育、知的著作権保護、競争政策、関税措置等について交渉を進めた。

外務貿易省と企業、産業協会、NGOで構成される諮問委員会の報告によると、これらの組織はASFTAを広く支持している。

（4）豪州・タイ自由貿易協定

2001年7月にオーストラリアとタイの両国政府により検討会が開始され、2002年4月に検討成果が両国関係大臣に提出された。2002年8月と9月にも具体化するための交渉が開かれており、2003年末にその進展がレビューされることになっている。諮問の結果によると、自由貿易協定は、20年間に亘って豪州のGDPを120億豪ドル、タイのGDPを460億豪ドル増加させる（実質消費の増加は、豪州49億米ドル、タイ143億米ドル、GDPの増加は、豪州66億米ドル、タイ252億米ドル）という予測結果が示されている。これらの諮問においては、WTO、APEC、AFTA-CER-CEP等の既存の協定と整合的に進める必要性が確認されており、実施過程が急速なほど、利益は大きいという意見を示している。

しかも、両国に必要な調整費用は小さい（タイの調整費用の方が大きい）ことが指摘されており、加えて、両国の産業構造は以前にも増して相互に補完的になりつつある（例えば、農業分野では、穀物に関してはタイの比較優位は米であるのに対してオーストラリアのそれは小麦、海草では豪州が加工ものであるのに対してタイは生鮮ものに比較優位、園芸ではタイでは熱帯青果物であるのに対してオーストラリアでは温帯青果物など）。それ故、両国の間には水平分業の可能性が拡大しつつある。

（５）豪米自由貿易協定

2000年11月、APEC会議の後に、豪州政府はアメリカとの自由貿易協定を模索することに合意した。現在、オーストラリア政府は米国との自由貿易交渉を、難問となっているアメリカの農産物市場開放の交渉を先送りして、２段階に分けて進める案を検討中である。

アメリカは、国内農産物市場を競争力の高いオーストラリア産品に開放することに難色を示しており、また、両国の大企業は、農業問題によりこの交渉の進展が妨げられることが無くなるとして、２段階交渉案を歓迎している向きもある。

一方、オーストラリアでは、全国農民連盟 NFF はこれに強く反対している。「アメリカとの如何なる自由貿易協定においても、貿易、投資、法規制に関するあらゆる問題は同時に扱われるべきであり、全ての交渉分野で合意が形成されるまでは何一つ合意すべきではない。交渉が容易な産業分野が他の部門に先んじて自由貿易の成果を享受することがあってはならない」と主張している。

世界の非農産物の平均関税率は４％であるのに対して、農産物の関税率は４０％であるため、アメリカでは、農業部門を他の部門に続いて直ちに自由化することは殆ど支持を得ていない。この点、アメリカは、WTOでのスタンスとは大きく異なった態度でオーストラリアに対処していることになる。

アメリカ側では、議会が大統領に協定交渉の権限を付与するまで、交渉は一時停止されている。最近、ブッシュ大統領は、農業補助金の大幅な増額を定めた新農業法を承認しており、アメリカの農産物市場の開放が実質的に進展する可能性は殆どない。したがって、アメリカでは、２段階交渉案は交渉の進展を求める当局者から一定の支持を得ている。

豪米自由貿易協定による両国への利益は、他の国へも利益をもたらすことがオーストラリア側の試算では予想されている。この試算によると、最大の受益者はニュージーランドである。というのは、自由貿易協定により豪州経済が拡大することになるが、豪州はニュージーランドの最も重要な貿易相手国だからである。また、豪州の酪農品が日本市場から有利になったアメリカ市場へと輸出先を転換することから、かつて豪州が占めていた日本市場の一部をニュージーランドが埋めることにより利益を受ける。さらに、酪農品はニュージーランドの輸出の約２５％を占めている。その他の第３国への影響も必ずしも大きくはないが、その効果はプラスであることが指摘されている。

(6) 豪州・日本自由貿易協定

オーストラリアは、日本との間でも二国間自由貿易協定について検討を進めている。2002年5月1日、ハワード首相と小泉首相が、経済関係強化について検討することで合意しており、2003年半ばまで継続することになっている。2002年9月2～3日、公式の諮問会議が東京で開催され、貿易と投資の自由化、公正化に向けて、協定の形態と範囲について検討した。その際、豪州は、農業、漁業、工業部門の関税（割当）、検疫基準やラベル表示、サービス貿易について説明を求め、また貿易・投資の促進に関しては、日本・シンガポール協定の推移や労働移動、エネルギー、競争政策、政府調達、電子取引、知的著作権保護、税関制度促進・協力などの問題に関して日本側の答申を要求している。

2. 自由貿易協定の経済効果に関する議論

(1) 地域貿易協定の諸形態とWTOとの整合性

自由貿易協定や関税同盟の議論は1950年にJ. Vinerにより展開された。それ以来、今日までの国際貿易理論によれば、ある国にとって、特定の国との間で自由貿易協定等を締結することの効果は、貿易創出効果と貿易転換効果の相対的な大きさに依存して決まり、一概にプラスともマイナスとも言えない。貿易創出効果は締結前の関税込み輸入価格が協定締結により低下することから国内生産が輸入に代替される効果であり、貿易転換効果は協定締結前の国際的に最も安い輸出国からの関税込み輸入から協定国からの自由輸入へと切り替わることにより関税収入が減少する効果である。農産物の場合は需要、供給とも非弾力的なので貿易転換効果が貿易創出効果を上回り易いことが指摘されている。

ここで、地域貿易協定の諸形態について触れておこう。

GATT/WTOによると、自由貿易協定とは、加盟国間の関税・数量規制の撤廃を規定する協定であり、関税同盟とは自由貿易協定に加えて、非加盟国に対して共通関税を課する協定である。そして、この両者を含めたものがWTOの定義による地域貿易協定である。さらに、貿易自由化だけでなく、投資自由化や様々な二国間協力を含む自由貿易協定よりも広い範囲に関する協定を経済連携協定（EPA）と表現することが多い。また、締結国間で、財だけでなく労働・資本など生産要素の自由な移動をも認める取り決めを「共同市場」、さらに、経済政策や制度を共通にする取り決めを「経済同盟」と表現する場合もある。

浦田[1]は自由貿易協定（FTA）の経済効果を、短期的（静的）効果と長期的（動的）効果に分類している。前者には、「貿易創出効果」、「貿易転換効果」、「交易条件効果」を、後者には、「市場拡大効果」、「競争促進効果」を含めている。自由貿易協定の締結により、輸入制限が撤廃されると締結国間で貿易が拡大し（貿易創出効果）、同時に以前の非締結国の輸入

先が締結国の輸入先に代替される（貿易転換効果）。また締結国間貿易の増大は非締結国への影響力を拡大することを通して交易条件が改善される（交易条件効果）。また、締結国間貿易の増大は当事国にとって市場を拡大させ、生産・流通面で規模の経済性を実現するので、産業立地が最適化される（市場拡大効果）。さらに、各締結国内で寡占状態の産業部門にとっては市場が統合されることで競争が導入され、経済活動が効率的になる（競争促進効果）。

自由貿易協定に関する議論では、以下の点が指摘されている（山下〔2〕より）。

①他の部分の非競争性を放置しておいて、一部分のみについて競争性を追求するのは必ずしも有意義とは言えない。つまり、二国間や地域間の自由化ではなく、WTOのような国際的な最恵国待遇原則の下での自由化が理想的である（山下）。これはケアンズ・グループの発想でもある。

②域外諸国に対して共通関税を設定する関税同盟とそれを設定しない自由貿易協定とを比べると、自由貿易協定の場合には原産地証明のため膨大な作業を要し、却って貿易の障壁となる（クルーグマン、山下）。

③一般均衡分析の枠組みでは、関税同盟や自由貿易協定の締結による協定国の厚生水準の変化はプラス・マイナス定まらないが、第3国に対しては、貿易の減少、貿易パターンの逆転効果により、厚生水準が減少する傾向がある。この域外窮乏化効果は共通関税を設定しない自由貿易協定の方が関税同盟よりも深刻である（チャコリアデス、山下）。

④地域統合による市場規模の拡大が実現し、規模の経済性を発揮する産業では集積効果・財の多様化効果により、厚生水準が向上する可能性が指摘されているが、規模の経済性の小さい農業分野には必ずしも妥当しない。

⑤自由貿易協定の対象範囲については、必ずしも「全ての貿易」を対象とするのではなく、現実に高い関税の下である程度の貿易が行われており貿易転換効果の大きい品目は対象外とすることが望ましい。

⑥WTOと自由貿易協定との整合性（地域貿易協定の拡大が多角的貿易体制の崩壊をもたらさないようにする調整）が考慮されなければならない。

自由貿易協定（FTA）とWTOとの整合性についてであるが、本来、WTO体制は、無差別、互惠、多角を基本とする自由化が原則であり、メンバー国に対しては最恵国待遇や内国民待遇を保証しなければならない。しかるに、自由貿易協定は、特定の協定国と非協定国との間で差別的な貿易関係を創出するのであるから、両者は本質的に相容れないものである。しかし、WTO体制では、GATT第24条第8項において、「実質上の全ての貿易について、関税その他の制限的通商規則が協定国間で廃止されること」を条件に、自由貿易協定の存在を認めている。それ故、自由貿易協定の対象範囲が「全ての貿易」をカバーするかどうかの問題となる。この点、前述した豪米自由貿易協定における二段階締結案は問題となる。他方、

飛躍的な成功を収めた CER 協定は実質上殆どの貿易をカバーしているので、抵触しないことになる。

既に指摘したように、豪米自由貿易協定の締結は、オーストラリアにとって最も重要な貿易政策問題である。もちろん、どちらの国にとっても自由貿易地域協定は最初ではない。1983 年には、オーストラリアとニュージーランドとの間で自由貿易協定（CER）が発効している。さらに、それ以前には、1966 年に、最初の NAFTA 協定（いわゆるニュージーランド・オーストラリア自由貿易協定）が締結された。しかし、これは、対象とされる商品の範囲と自由化の程度において限られた内容の協定であった。つまり、ニュージーランドとオーストラリアの産業構造は極度に類似しており、その輸出品と輸入品は相互に競合するものが大部分であった。この事情は今でも大きくは変わらないが、この協定による貿易自由化から期待される利益の大部分は、当時は産業間貿易（つまり、垂直分業）によるものであった。そのため、産業構造の類似した国同士の間での自由貿易協定には、互いに譲り合える部分が少なく、WTO の概念とも整合し難いので、所詮、限界があったのである。

その点、今日の自由貿易協定の狙う貿易利益は、若干事情が異なっている。最近では、同じく貿易自由化からの利益に関しても、産業間貿易（つまり、垂直分業）よりも、むしろ産業内貿易（つまり、水平分業）から生じる利益のウェイトが高まってきた。このことから、1983 年の CER 協定は、以前の協定に比べてカバーする商品も遙かに広範で、自由化の程度も互いに極めて譲り合ったものになっており、WTO 原則とも整合的なので予想以上の成果を挙げているのである。

（2）CER 協定における原産地規則

如何なる二国間自由貿易協定においても、原産地規則は重要である¹⁾。原産地規則が無ければ、二国間自由貿易協定は、協定国間に双方向の自由化からの利益を保証しなくなる恐れがある。それ故、原産地規則は、その効果を締結国の各々で実際に製造された財やサービスに限定する必要がある。しかし、豪米自由貿易協定においては、「オーストラリア産」或いは「アメリカ産」の定義が問題となる。オーストラリアおよびアメリカの既存の自由貿易協定、つまり、豪州・ニュージーランド間経済関係緊密化協定（CER）および北米自由貿易協定（NAFTA）においてその前例が見られる²⁾。

CER 協定における優遇関税率を規定する規則においては、財は 3 つのグループに分類される。

- A. 全工程がオーストラリア或いはニュージーランドの産品である財
- B. 以下のものから締結国において全行程が製造された財
 - ①未加工原料品
 - ②オーストラリア、ニュージーランド或いは両国産の原材料

③オーストラリアあるいはニュージーランドの未加工原材料起源の原材料

C. 締結国において部分的に製造された財

カテゴリー A と B の財は、優遇関税率が適用される要件を満たす。カテゴリー C の財が優遇関税率の要件を満たすには、以下の基準を満たさなければならない。

①最終の製造工程がオーストラリアかニュージーランドのどちらかで製造されること。

②工場生産費の 50 % 以上が要件にあう支出であること。

これらのうち最後のものは 50 % 規則と呼ばれている。「要件にあう支出」とは、賃金、製造投入物、原材料等を含めて、オーストラリアあるいはニュージーランドの投入物に関する支出である。工場生産費とは、原材料、要件にあう労働や一般諸経費に関する総支出である。しかし、この規則の適用においては、両国の間で若干の相違がある³⁾、⁴⁾。

この原産地規則の詳細は、自由貿易協定全体の成果にとって非常に重要である。両国間で最も重要な貿易障壁はアメリカにとっては酪農と砂糖であり、オーストラリアにとっては自動車と繊維である。オーストラリアから輸出される原材料品の大部分は農産物であるが、これは 50% 原産地規則では把握されにくい。というのは、土地への地代支払いが付加価値の大部分だからである⁵⁾。

3. 豪米自由貿易協定の経済効果

豪米自由貿易協定の経済波及効果に関して、豪州の研究機関で行われた計量分析によるシミュレーション結果は次のようである。図 1 から図 5 までと表 1 は、両国の貿易状況を示したものである。また、図 6 から図 12 は、動学的一般均衡体系の計量モデルによるシミュレーションの結果であり、表 2 から表 8 は静学的一般均衡体系の計量モデルによるシミュレーションの結果である。

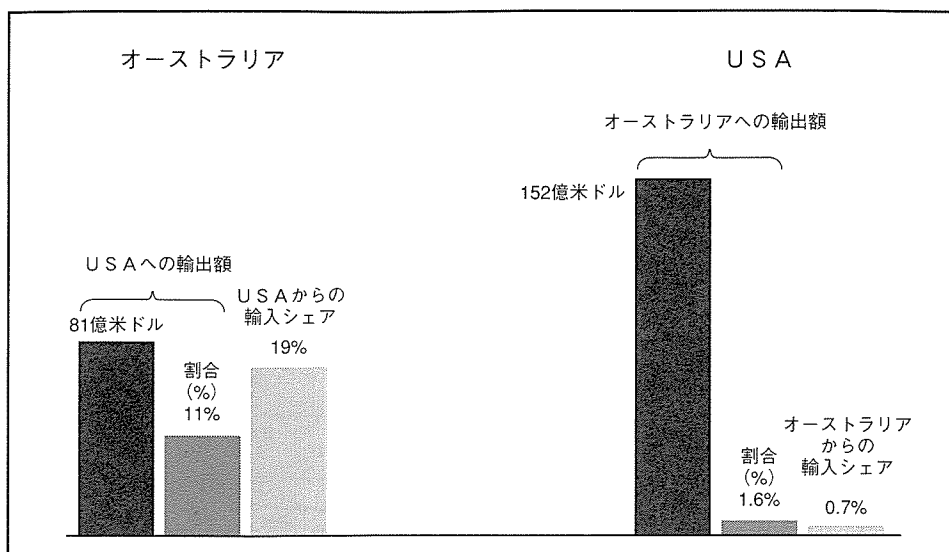


図1 豪米間貿易の相対的重要性 1999年 (資料: 文献 [3] および [5])

表1 豪米自由貿易協定の関連指標 2000年 (資料: 文献 [3] および [5])

	単位	オーストラリア	アメリカ	豪米自由貿易地域
人口	百万人	19	276	295
GDP	10億米ドル	382	9,963	10,345
一人当たりGDP	米ドル	19,900	36,100	N a

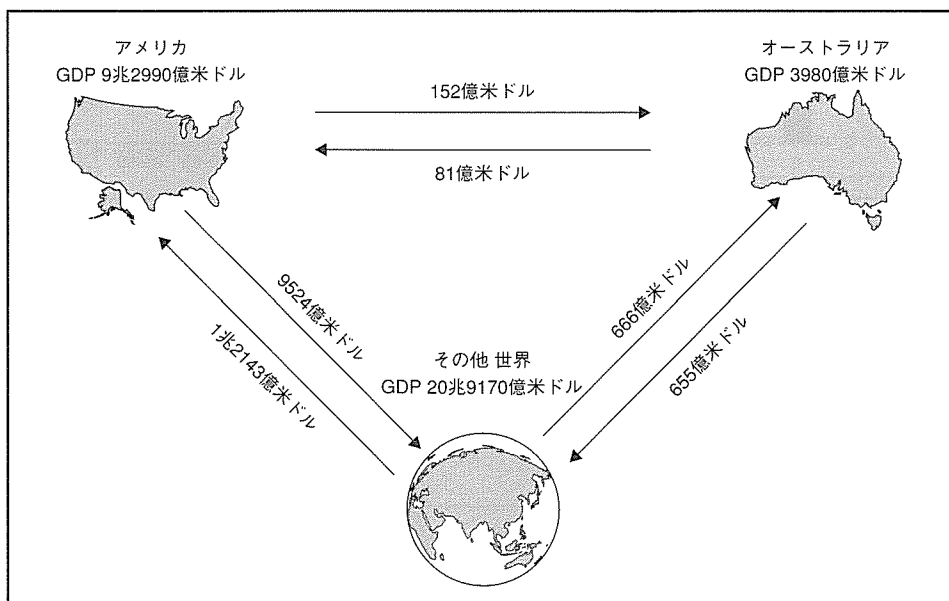


図2 豪米間の二国間貿易および域外貿易 1999年 (資料: 文献 [3] および [5])

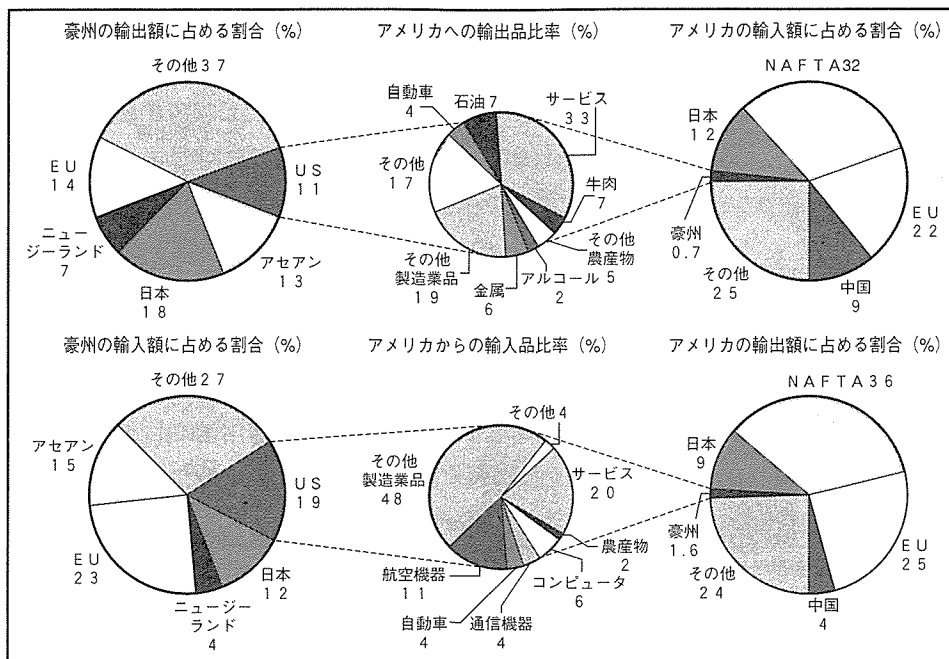


図3 オーストラリアの対米貿易 1999年 (資料: 文献 [3] および [5])

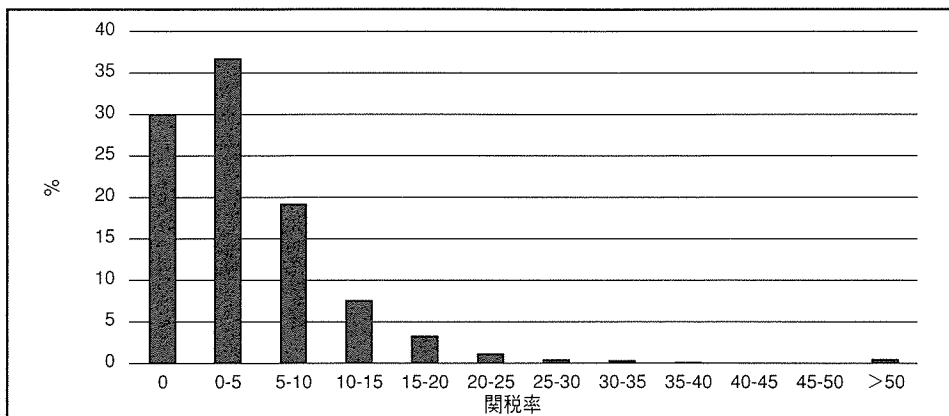


図4 アメリカにおける関税率の分布 1999年 (資料: 文献 [3] および [5])

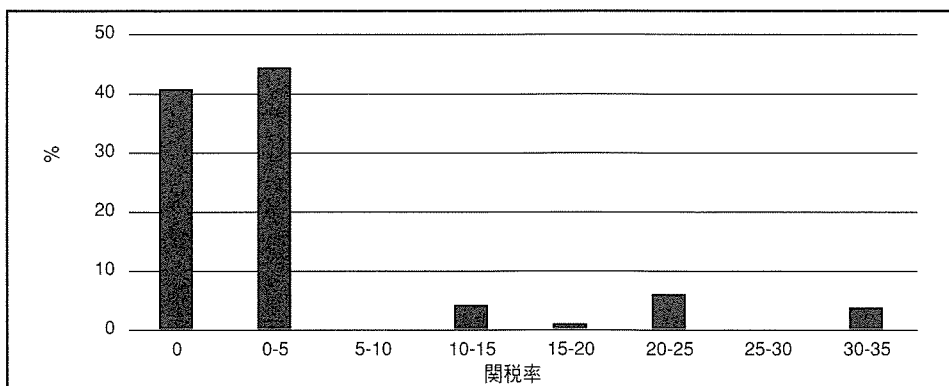


図5 オーストラリアにおける関税率の分布 1998年 (資料: 文献 [3] および [5])

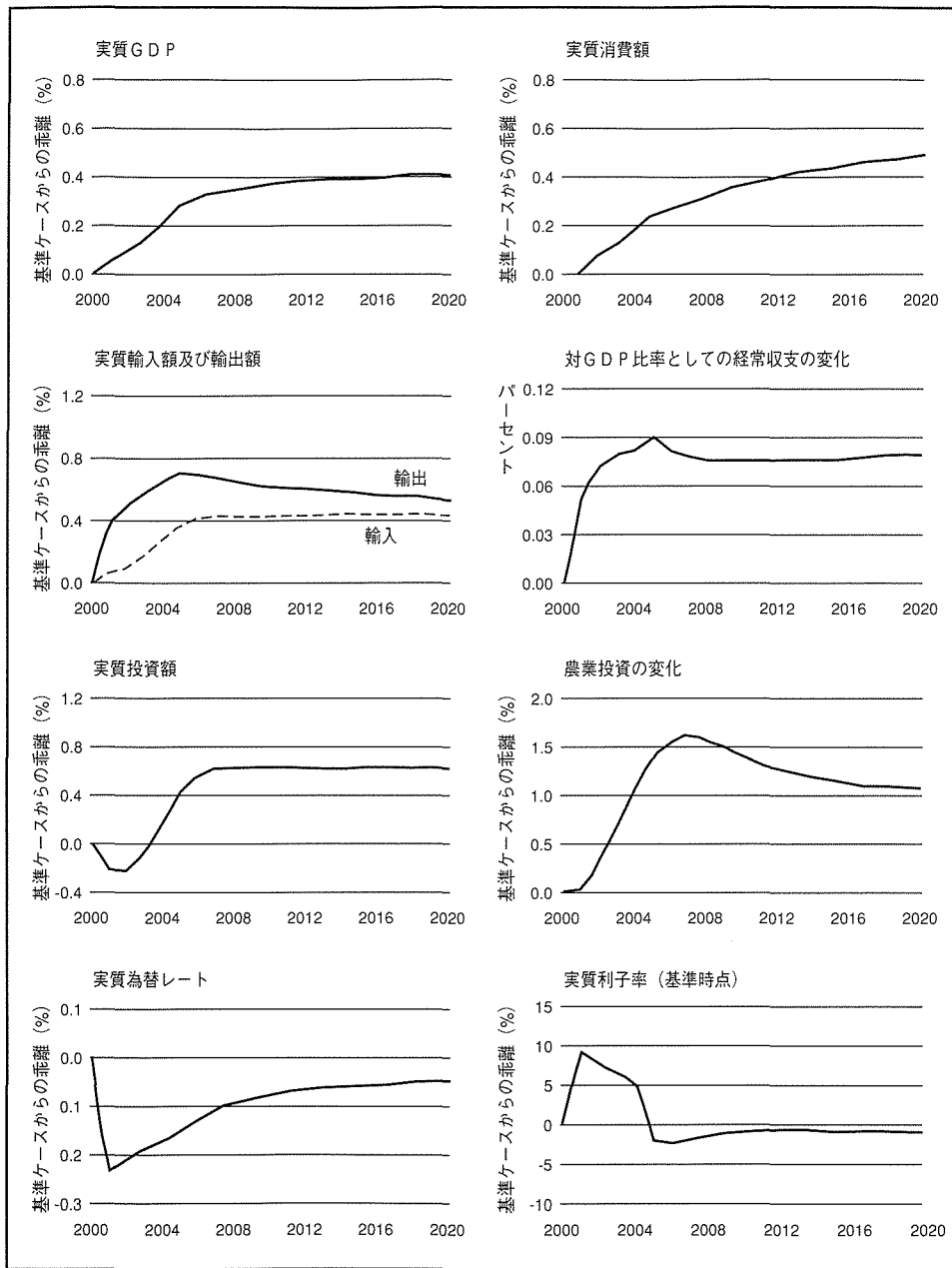


図6 オーストラリアに対する波及効果 (資料：文献 [3] および [5])

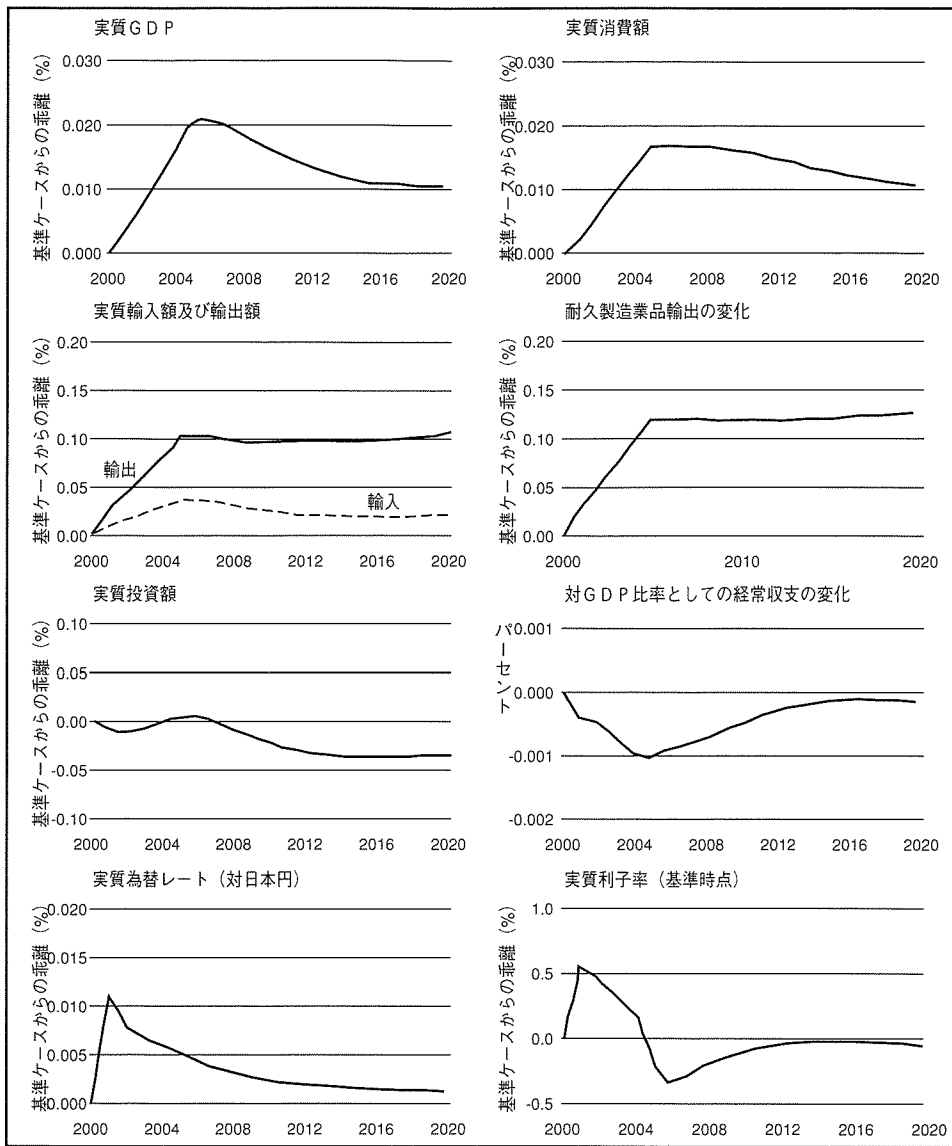


図7 アメリカに対する波及効果 (資料: 文献 [3] および [5])

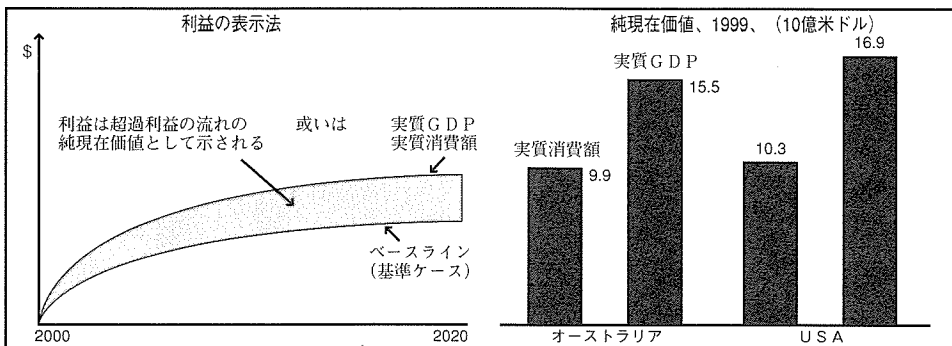


図8 豪米自由貿易協定の完全実施からの利益 1999年 (資料: 文献 [3] および [5])

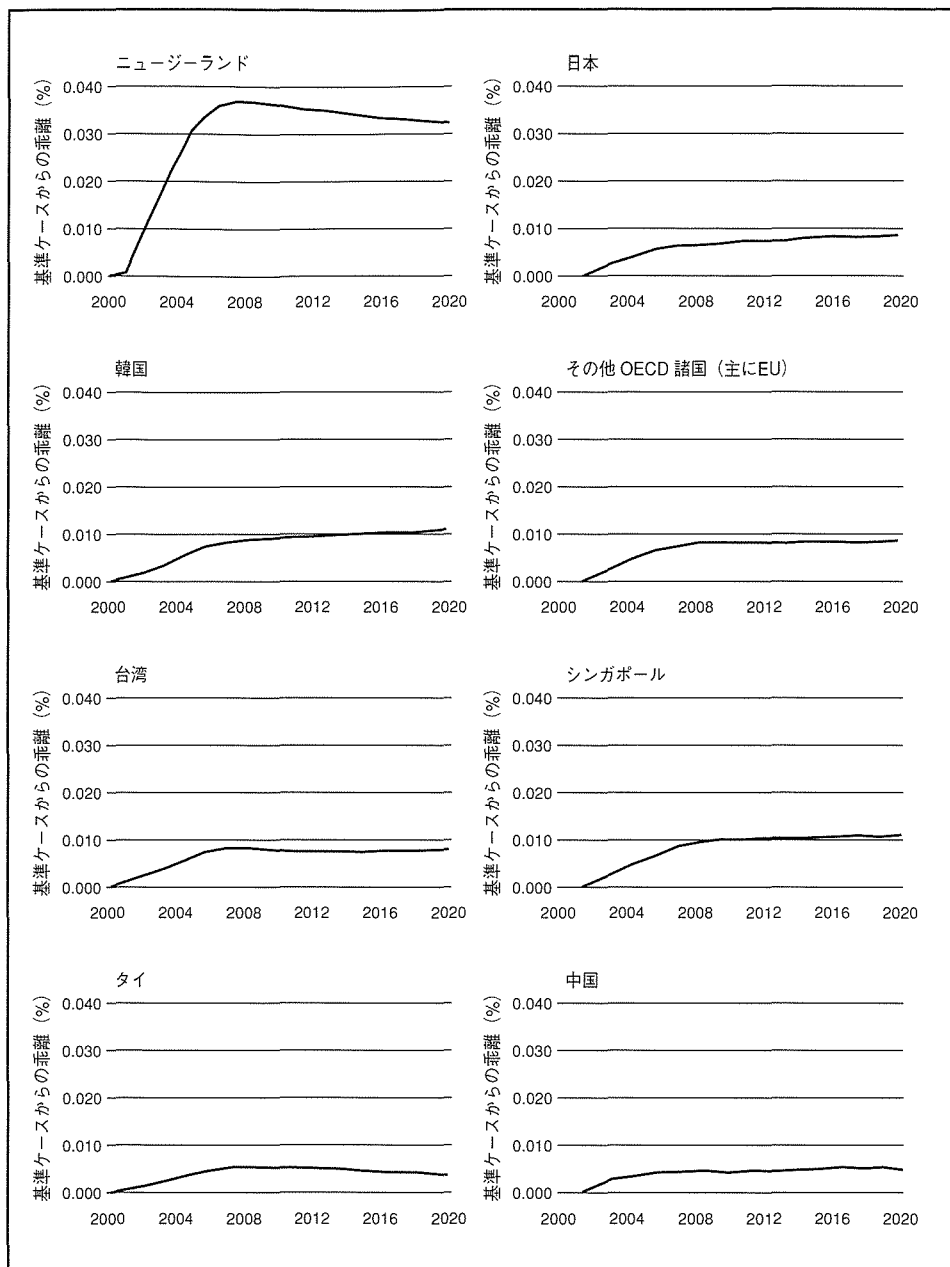


図9 第三国の実質GDPに対する波及効果 (資料：文献 [3] および [5])

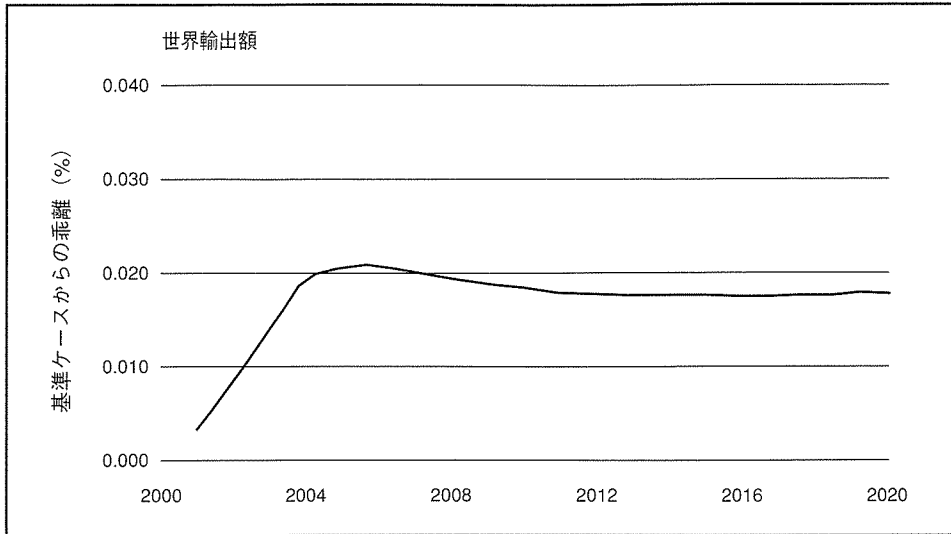


図10 世界輸出額における波及効果 (資料：文献 [3] および [5])

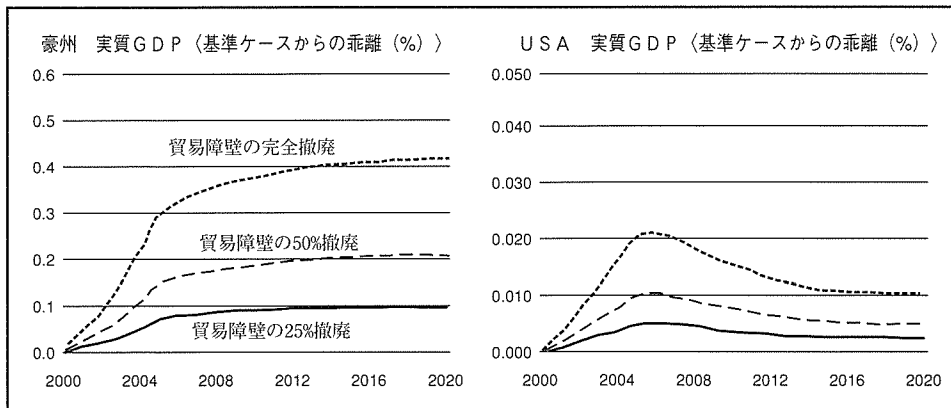


図11 完全自由化と部分的自由化の波及効果の比較 (資料：文献 [3] および [5])

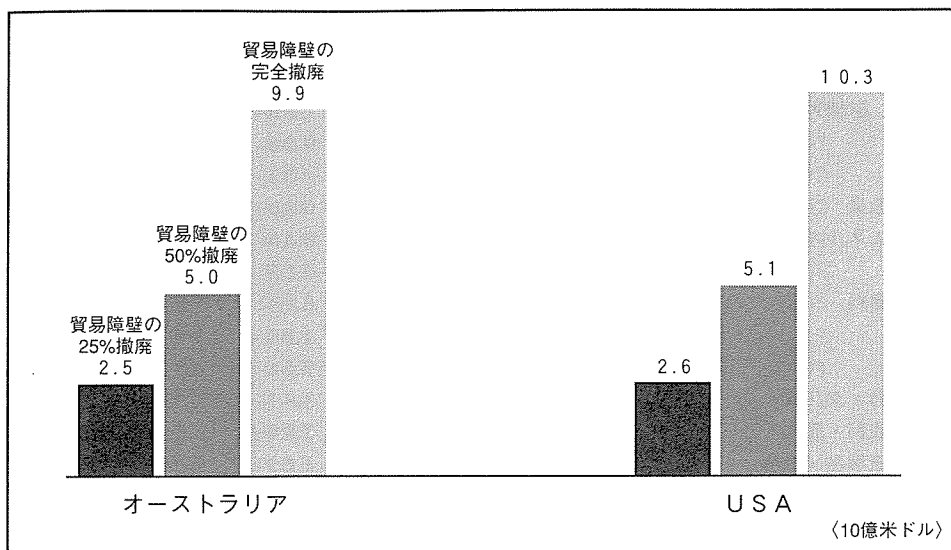


図12 実質消費額の純現在価値 (資料：文献 [3] および [5])

表2 豪米自由貿易協定の集計的波及効果 (資料：文献 [3] および [5])

	完全自由化		部分的自由化		制限的自由化	
	豪州 %	USA %	豪州 %	USA %	豪州 %	USA %
実質GDP	0.34	0.02	0.16	0.01	0.08	0.01
輸入量	0.67	0.12	0.28	0.05	0.13	0.02
輸入価格	-0.05	-0.05	-0.02	-0.03	-0.01	-0.01
輸出量	1.35	0.10	0.60	0.04	0.28	0.02
輸出価格	0.03	-0.03	-0.04	-0.02	-0.03	-0.01
交易条件	0.08	0.02	-0.02	0.01	-0.01	0.01
資本収益率	1.04	0.03	0.45	0.01	0.21	0.01

表3 豪州の産業部門別波及効果 1999年（資料：文献 [3] および [5]）

部 門	豪州の 対米輸出品の 価格 %	豪州の 対米輸出 %	総輸出量 %	総輸入量 %	国内価格 %	国内産出量 %
穀物	-0.45	3.31	-0.01	-1.10	-0.09	0.03
その他作物	-0.65	5.36	-0.26	0.37	-0.01	0.06
砂糖黍、砂糖大根	-44.44	Na	Na	Na	22.58	7.66
畜産物	0.16	-1.18	-0.63	0.98	0.25	0.18
生乳	0.00	Na	Na	Na	1.94	1.00
林業・漁業	0.00	-0.22	-0.37	0.40	0.05	0.09
鉱山・エネルギー	-0.35	1.58	-0.05	0.15	0.00	0.03
肉製品	-1.95	7.77	1.69	0.35	0.02	0.58
その他食料	-1.50	6.60	0.60	0.64	-0.07	0.13
酪農	-18.53	354.30	6.21	4.86	0.99	1.01
砂糖	-38.11	2550.81	14.84	57.54	12.58	7.82
清涼飲料・タバコ	-1.47	9.24	1.94	3.41	-0.09	0.14
繊維・衣料・履物	-7.92	75.48	10.40	2.20	-0.14	1.37
木材・紙製品・出版	-0.59	2.45	1.14	1.35	-0.26	-0.07
化学・ゴム・プラスチック	-2.13	8.26	2.55	0.99	-0.19	0.41
その他鉱物・金属製品	-1.83	10.52	1.04	1.11	-0.13	0.20
鉄製品	-2.60	15.41	1.96	0.39	-0.17	0.31
自動車部品	-1.92	10.33	3.77	1.85	-0.56	-0.79
その他輸送設備	-1.10	5.69	1.90	0.45	-0.22	0.19
電気設備	-1.21	6.75	1.15	0.04	-0.12	0.43
その他製造業品	-1.16	6.48	1.98	0.80	-0.27	-0.17
公益事業・サービス	-0.13	0.38	0.37	-0.03	-0.13	0.14
貿易・輸送	-0.22	0.59	0.58	-0.12	-0.22	0.24
金融・実業・レクリエーション	-0.96	3.56	4.27	-1.50	-0.96	0.35

表4 アメリカの産業部門別波及効果 1999年（資料：文献 [3] および [5]）

部 門	U S A の 対豪輸出の 価格 %	U S A の 対豪輸出 %	総輸出量 %	総輸入量 %	国内価格 %	国内産出量 %
穀物	-0.12	1.87	0.07	-0.06	-0.08	-0.02
その他作物	-0.43	3.47	-0.01	0.05	-0.04	-0.01
砂糖黍、砂糖大根	-1.10	Na	Na	Na	-1.10	-0.23
畜産物	-0.07	1.04	0.11	-0.03	-0.07	-0.01
生乳	0.00	Na	Na	Na	-0.23	-0.16
林業・漁業	-0.04	0.40	-0.11	0.06	-0.03	0.00
鉱山・エネルギー	-0.18	0.85	-0.02	0.04	-0.04	0.00
肉製品	-0.12	0.63	0.00	0.86	-0.06	-0.02
その他食料	-2.21	9.21	0.11	0.04	-0.05	0.01
酪農	-3.26	38.13	1.94	16.38	-0.17	-0.18
砂糖	-0.87	72.07	16.91	20.02	-0.91	-1.47
清涼飲料・タバコ	-4.60	28.42	0.06	0.17	-0.02	0.01
繊維・衣料・履物	-10.48	104.50	0.83	0.19	-0.01	0.04
木材・紙製品・出版	-4.65	19.48	0.21	0.08	-0.02	0.01
化学・ゴム・プラスチック	-2.65	8.62	0.08	0.14	-0.02	0.01
その他鉱物・金属製品	-4.31	25.14	0.08	0.12	-0.02	0.00
鉄製品	-4.24	25.24	0.05	0.13	-0.03	-0.01
自動車部品	-8.53	46.60	0.78	0.11	-0.02	0.12
その他輸送設備	-1.30	4.52	-0.06	0.11	-0.02	-0.01
電気設備	-0.23	0.80	-0.12	0.07	-0.03	-0.03
その他製造業品	-2.93	13.30	0.07	0.09	-0.02	0.00
公益事業・サービス	-0.01	-0.15	-0.22	0.10	-0.01	0.00
貿易・輸送	-0.09	-0.02	0.12	-0.01	-0.09	0.05
金融・実業・リクレーション	-0.04	-1.54	-0.11	0.06	-0.04	0.00

表5 第三国への総波及効果 1999年 (資料:文献 [3] および [5])

地 域	実質GDP %	交易条件 %	資本収益率 %
豪州	0.34	0.08	1.04
U S A	0.02	0.02	0.03
カナダ	ns	-0.01	-0.01
チリ	ns	ns	ns
中国	ns	-0.01	-0.01
E U	ns	ns	ns
日本	ns	-0.02	ns
韓国	ns	-0.04	-0.03
メキシコ	ns	0.01	ns
ニュージーランド	ns	ns	0.03
その他アセアン	ns	-0.01	-0.01
その他アジア	ns	ns	ns
その他欧州	ns	ns	ns
その他世界	ns	0.01	0.01
シンガポール	ns	-0.02	-0.03
南米	ns	0.01	ns

表6 貿易創出効果と貿易転換効果………輸出額 1999年 (資料:文献 [3] および [5])

From/To	豪 州 (百万米ドル)	U S A (百万米ドル)
豪州	0	1,182
U S A	1,854	0
カナダ	-33	9
チリ	-1	1
中国	-104	24
E U	-447	-53
日本	-297	117
韓国	-60	22
メキシコ	-3	-10
ニュージーランド	-36	-7
その他アセアン	-53	-18
その他アジア	-56	21
その他欧州	-28	-28
その他世界	-23	-17
シンガポール	-27	10
南米	-10	-133
合計	575	1,119

表7 アメリカの対豪輸出と貿易転換効果 1999年（資料：文献 [3] および [5]）

部 門	(輸出国別) 対豪輸出 (百万米ドル)				
	U S A	中国	E U	日本	その他地域
繊維・衣料・履物	249	-51	-23	-3	-55
自動車・部品	525	0	-103	-181	-46
化学・ゴム・プラスチック	181	0	-43	-10	-36
その他製造業品	604	-35	-193	-77	-112
その他部門	295	-19	-85	-26	-82
合計	1,854	-104	-447	-297	-331

表8 豪州の対米輸出と貿易転換効果 1999年（資料：文献 [3] および [5]）

部 門	(輸出国別) 対米輸出 (百万米ドル)				
	豪州	E U	南米	日本	その他地域
酪農	263	-175	-4	0	-50
砂糖	441	-4	-119	0	-95
繊維・衣料・履物	154	0	-1	0	13
その他部門	323	126	-8	117	138
合計	1,182	-53	-133	117	6

(1) 豪米貿易状況

図1は、両国間の貿易の相対的重要度についての比較を示している。図の左側は、オーストラリア側の事情を示している。オーストラリアのアメリカへの輸出額は81億ドルであるが、これは、オーストラリアの総輸出額の11%を占めている。また、オーストラリアの総輸入額に占めるアメリカからの輸入の比率は19%を占めている。

他方、図の右側は、アメリカ側の事情を示している。アメリカのオーストラリアへの輸出額は152億ドルである。これは、アメリカの総輸出額の1.6%に過ぎない。また、アメリカのオーストラリアからの輸入額がアメリカの総輸入額に占める比率は0.7%に過ぎない。このことからみても、両国にとって、互いに相手国との貿易の重要さには大きな差があり、オーストラリアにとっての対米貿易の方が、アメリカにとっての対豪貿易よりも遙かに大きいと言える。このことが、両国間自由貿易協定の締結に対する姿勢の違いに表れている。両国とも、ガット・ウルグアイ・ラウンドやWTOの場では、貿易自由化の急先鋒であったが、両国間の間では、アメリカの態度はこと農産物貿易に関しては急に閉鎖的になるのである。

さらに、表1は、両国の人口とGDPに対して豪米自由貿易協定の規模を比較したものである。オーストラリアの人口は1900万人であり、そのGDPは、3820億ドル、従って、一人当たりGDPは19900ドルである。他方、アメリカの人口は2億7600万人であり、そのGDPは9兆9630億ドル、従って、その一人当たりGDPは3万6100ドルとなっている。つまり、オーストラリアのほぼ2倍に当たる。

次に 図2は、オーストラリアとアメリカの両国にとっての、二国間貿易と対「その他世界」貿易の関係を示したものである。これは図1と対応するものであり、「その他世界」に対して、アメリカは9524億ドルを輸出し、1兆2143億ドル輸入している。また、オーストラリアは、「その他世界」に対して、655億ドル輸出する一方で666億ドル輸入している。つまり、アメリカは、「その他世界」に対しては入超であるがオーストラリアに対しては出超である。他方、オーストラリアは、「その他世界」に対して、若干入超ではあるがほぼ貿易バランスが取れていると言える。しかし、アメリカに対しては、大幅な入超である。言い換えれば、オーストラリアは貿易全体としては、どちらに対しても入超なのである。

さらに、図3は、オーストラリアとアメリカの間の貿易を、貿易相手国別および貿易商品別に示したものである。図の上半分が示すように、オーストラリアの総輸出額に占める輸出相手国別シェアでは日本がトップで18%、次いでEUの14%、アセアンの13%と続き、アメリカは11%で第4位である。このアメリカ向けの輸出に関して、輸出品別に割合を見ると、サービスが最大で33%、次いでその他製造業品で19%、農産物計が12%（うち牛肉7%）、石油7%、金属6%となっている。そして、このオーストラリアからのアメリカへの輸出額はアメリカの総輸入額の0.7%を占めており、アメリカの輸入相手国別シェアとしてはNAFTAの32%、EU22%、日本12%、中国9%に次いで第5位である。

また、図の下半分が示すように、オーストラリアの総輸入額に占める輸入相手国別シェアではEUがトップで23%、次いでアメリカで19%、アセアンが15%で第3位、日本は12%で第4位となっている。また、このアメリカからの輸入に関して、輸入品別に割合を見ると、やはり、サービスが最大で20%、次いで航空機で11%、コンピュータが第3位で6%、自動車と通信が各々4%となっている。そして、このアメリカからのオーストラリアの輸入額はアメリカの総輸出額の1.6%に当たり、アメリカの輸出相手国別シェアとしてはNAFTA 36%、EU 25%、日本9%、中国4%に次いで第5位である。

このように、アメリカにとっての貿易相手国別割合は輸入側で見ても、輸出側で見てもオーストラリアの順位は同様であり、第5位の重要性を占めている。他方、オーストラリアにとっての貿易相手国別割合に関しては、アメリカのシェアは、輸出側では第4位、輸入側では第2位となっている。従って、この二国間の貿易に関しては、アメリカにとってのオーストラリア市場の重要度よりも、オーストラリアにとってのアメリカ市場の方が重要度が高いことが分かる。

次に、図4は、アメリカにおける関税に関して、税率毎の財の数の分布を示している。30%の財が無税であり、5%以下の税率の財は全体の37%を占めている。これに対して、図5は、オーストラリアにおける関税について、税率毎の財の数の分布を示している。40%の財が無税であり、5%以下の税率の財は全体の43%を占めている。このことから、経済全体として、オーストラリアの方が、アメリカよりも関税保護の程度は低いといえる。この違いが、ガットおよびWTO貿易自由化交渉において両国の自由化推進を主張する迫力の差と一貫性の違いに表れていると言える。

(2) 豪米自由貿易協定の動学的シミュレーション

周知の通り、アメリカの砂糖、豪州の自動車は貿易障壁の除去が容易ではない。従って、完全自由化は困難である。それ故、3つのシナリオ（貿易障壁の100%、50%、25%除去）の下でシミュレーション予測している。これらについては、後の章で詳述する。

次に、図6は、豪米自由貿易協定が締結された場合に、オーストラリア側に生じる影響の予測を示している。実質GDPに関しては、ベースラインの状態に比べて、2005年までは加速度的に増大して0.3%上昇し、それ以降はやや緩い上昇率で増加し続け、2020年近くまで0.4%以上上昇させる効果を持つ。さらに、実質消費額に関しては、長期的に一貫した増大効果をもたらす、2020年時点で0.5%増大させる効果を生じる。しかし、輸出に関しては、2005年まで急激に拡大させ0.7%の上昇をもたらした以降は逡巡的な拡大効果に転ずる。他方、輸入の方は、2005年に0.4%まで加速度的に上昇させ、それ以降も、緩やかな増大効果をもたらす続けることになる。しかし、ネットの貿易効果としては、輸出拡大効果が輸入拡大効果を上回り続けることが示される。また、GDPに占める経常収支の比率に関しては、2005年まで加速度的に0.09%まで拡大しそれ以降若干増加率を緩めた後、2008年以降は再

度増加率を拡大していく。この間、実質投資額はベースラインの状態と比較して2003年まで一旦減少した後、2007年まで急激に増加率を高め2008年以降も0.6%程度の増加率で増大させる。また、農業投資に関しては、2007年まで加速度的に拡大しそれ以降は2020年の1.2%まで逡減的な増加率で増大させる効果を生じさせる。実質為替レートは、2001年に0.23%の率で下落するが、それ以降も基準ケースに比べて低い率で推移する。さらに実質利子率は、2001年に9%も拡大するが、2004年以降は基準ケースに比べて3%以下の率だけ下回った状況で推移することになる。

同様に、図7は、豪米自由貿易協定が締結された場合に、アメリカ側に生じる波及効果を示している。先ず、アメリカの実質GDPは、2006年頃まではベースラインの状態に比べて大きく上昇するが、それ以降はその増大率は下降する。2020年時点で0.01%ベースラインのケースを上回るようになる。実質消費額も、同様に2006年までは、ベースラインのケースに比べて増大率が拡大し、それ以降はその増大率が逡減していき、2020年時点では、ベースラインのケースを0.01%上回るようになる。また、実質輸出額は2005年以降一貫してベースラインの場合と比較して、0.1%上回ることになり、実質輸入額については、2006年にベースラインの状況を0.4%上回るようになるが、それ以降、上回る率は0.3%前後に縮小して推移する。耐久製造品の輸出額については、2004年の0.12%まで、ベースラインの状況を上回る比率が拡大するが、その上回り率はそれ以降はほぼ同程度の水準で推移する。他方、実質投資額については、2004年まではベースラインの状況を下回り、2007年までは逆に上回るが、2008年以降は再び下回り、2016年以降はベースラインを0.04%下回って推移することになる。尚、GDPに対する経常収支の比率は、2004年のマイナス0.001%まで下がり続け、それ以降は回復基調になるが2020年時点でも2000年時点を下回って推移することになる。

実質為替レートは、ベースラインの状況と比較して、2001年には0.011%上回るが、それ以降は、ベースラインを上回る率は逡減していき、2020年では、0.002%の上回り率で推移する。実質利子率は、ベースライン状況と比較して、2001年には0.6%まで上回るが、それ以降は上回り率が縮小し2006年で最低のマイナス0.4%まで下落し、それ以降回復傾向を示すが、2020年時点でもベースラインを極く僅か下回った水準で推移する。

次に、図8は、豪米自由貿易協定が完全実施された場合の経済的利益を図示したものである。図の左半分に示されるように、この自由貿易協定の利益は、ベースラインのもとで実現する実質GDPおよび実質消費額と自由貿易の下で達成されるそれらとの差額の2000年までの流れを2000年時点の現在価値に還元した額で評価される。この場合、オーストラリア側では、実質消費額は99億ドル上昇し、実質GDPは155億ドル上昇することになる。他方、アメリカ側では、実質消費額は103億ドル増加し、実質GDPは169億ドル拡大することになる。このように、増加の絶対額で見れば、豪米自由貿易協定からの利益はオーストラリアよりもアメリカの方が僅かに大きいことが示されるが、両国のもとの経済規模に対する相対的な増加率で見れば、オーストラリアが圧倒的に有利な状況となる。なお、この額は何れも中

程度のインフレ率で調整済みの数値である。

さらに、図9は、豪米自由貿易協定が第三国の実質 GDP に与える変化について図示したものである。まず、ニュージーランドの実質 GDP に関しては2007年まで、ベースラインの状態からの増加率が0.037%まで増大し、それ以降はその増加率が0.033%まで逡減する。他方、日本の実質 GDP に関しては、2020年まで一貫してベースラインからの増加率が上昇し、中でも2008年までは急速にその増加率を拡大する。そして、2020年ではほぼ0.01%だけベースラインの状態を上回ることになる。

また、韓国の実質 GDP についても、2020年までベースラインを超過する率は増大し、2020年には、その超過率は0.012%に達する。さらに、EUを中心とするその他 OECD 諸国の実質 GDP への影響に関しても、2020年までベースラインの状況を約0.01%上回って推移し、その超過率は2008年までは特に急激に拡大することになる。さらに、台湾の実質 GDP に与える効果についても、ベースラインの状態に比べて上昇させる効果を持ち、その増大効果は、2007年までは急激に拡大した後、2020年までほぼ0.08%だけ上回った状態で推移する。他方、シンガポールの実質 GDP に対しても、ベースラインを上回って上昇させる効果を持ち、2020年時点でベースラインを0.012%だけ上回った状態になることが示される。さらに、タイの実質 GDP に対する影響は、ベースラインの状況に対して2008年に0.005%拡大させるが、この超過率はそれ以降は低落し2020年ではベースラインの状況を0.003%だけ上回ることになる。また、中国の実質 GDP への影響は、2020年までベースラインの状況を上回り続け、2020年時点ではその超過率は、0.005%となることが示される。

このように、第3国の実質 GDP に対する効果については、ニュージーランドにおいて最大で、また2008年にその拡大効果がピークになり、その後漸減していくのを例外として、他のどの第三国の場合にも、その拡大効果は2008年頃まで加速度的な拡大効果を示すが、その後は一貫して緩やかに逡増的な拡大効果を示すことが分かる。

また、図10は豪米自由貿易協定の締結が世界の輸出額に与える影響について図示したものである。ベースラインの状況と比較して、世界の輸出額はベースラインの状況を上回って推移する。そして、その超過する率は2005年に0.021%になるが、その後は、ベースラインの状況に比べて0.018%の増加で推移することが示される。

さらに、図11は豪米自由貿易協定を完全実施した場合と部分的に実施した場合の実質 GDP への影響を比較したものである。貿易障壁を完全に撤廃した場合、50%削減した場合、25%削減した場合の効果を示している。オーストラリア側においては完全実施した場合には、2020年には、ベースラインの状況に比べて実質 GDP は0.42%増加し、50%削減の場合には0.21%、25%削減の場合には0.1%、各々増加することになる。また、同様に、アメリカ側においては、貿易障壁を完全に撤廃した場合には、ベースラインの状況に比べて、2005年に0.021%増大するが、2020年においては0.01%増加することになる。50%削減の場合には、2005年に0.01%増加し、2020年には0.005%の増加で推移することになる。また25%削減

の場合には、2005年に0.005%増加し、2020年には0.002%増加することになる。このように、豪米自由貿易協定の締結が両国の実質GDPに及ぼす効果は、オーストラリアにおいてはより大きな拡大効果が長期的に持続するが、アメリカにおいてはその効果は相対的に小さく、かつ2005年をピークに通減していくことが分かる。

また、図12は、豪米自由貿易協定の完全実施と部分的実施の各々の場合に、将来に亘って両国の実質消費額に生じる変化の現在価値還元額を図示したものである。オーストラリアにおいては、貿易障壁を完全撤廃した場合には、その実質消費額の将来に亘っての増加額の現在還元額は99億ドルに達し、50%削減の場合には50億ドル、25%削減の場合には25億ドルになる。他方、アメリカにおいては、貿易障壁を完全撤廃した場合、その実質消費額の増加額の現在還元額は103億ドルに達し、50%削減の場合には51億ドル、25%削減の場合には26億ドルになることが示される。このように、実質消費額への影響はオーストラリアにおける拡大効果よりもアメリカにおける拡大効果の方が大きいことが分かる。ここで注目されるのは、前述の実質GDPに対する効果と比較すると、相対的な波及効果の大きさが逆であることである。つまり、実質GDPの増大率への効果に関しては、オーストラリア側の方がアメリカにおけるよりも大きかったのに対して、実質消費額の拡大効果に関しては、オーストラリア側においてよりもアメリカ側に大きく生じることである。しかし、実質消費額の拡大効果に関しても、増加額のタームではなく増加率のタームで比較すれば、豪州への波及効果の方が大きいことも考えられる。

さらに、表2は、豪米自由貿易協定が締結された場合に生じる総経済効果を、実質GDP、輸入量、輸入価格、輸出量、輸出価格、交易条件および期待される資本収益率の各項目に関して、オーストラリアとアメリカ両国の状況を示したものである。その各々について、3つの段階の自由化のシナリオについて示している。つまり、完全自由化（100%削減）、部分的自由化（50%削減）、制限的自由化（25%削減）の3段階である。

どの項目でも、完全自由化の場合に最も効果が大きく、制限的自由化の場合に最も効果が小さい。完全自由化の場合、オーストラリアでは実質GDPは0.34%増加するが、アメリカでは0.02%の増加に留まっている。また、輸入量については、オーストラリアでは0.67%拡大し、アメリカでは、0.12%拡大するに過ぎない。その際、輸入価格は、オーストラリアでもアメリカでも0.05%低下することになる。他方、輸出量に関しては、オーストラリアでは1.35%拡大するのに対して、アメリカでは、0.10%の拡大に留まっている。その際、輸出価格はオーストラリアでは0.03%上昇するが、アメリカでは0.03%下落することが予測される。このことから、交易条件については、オーストラリアでは0.08%改善されるが、アメリカでは、0.02%の改善に留まることになる。さらに、期待される資本収益率への効果は、オーストラリアでは1.04%であるが、アメリカでは0.03%と低い。ここで、注目に値するのは、オーストラリアにおいて、貿易障壁の完全撤廃の場合には、輸出価格は上昇するが、部分的自由化や制限的自由化のシナリオの下では、逆にアメリカの状況と同様に輸出価格が下落する

ことである。このように、豪米自由貿易協定の全体的影響は、アメリカ側に比べてオーストラリア側の方がより大きな率で生じることが示される。

(3) 豪米自由貿易協定の静学的シミュレーション

次に、表3は、豪米自由貿易協定の締結が、オーストラリアの産業部門別にもたらす影響を示している。つまり、オーストラリアからアメリカへの輸出品の価格、オーストラリアからアメリカへの輸出量、総輸出量、総輸入量、国内価格、国内生産量の各々への影響を産業部門別に示している。オーストラリアからアメリカへ輸出されるものの輸出価格は、畜産物を除く殆どの輸出品で下落することになる。中でも砂糖黍、砂糖大根の輸出価格は44.44%、砂糖の輸出価格は38.11%、酪農品が18.53%も下落することになる。また穀物の輸出価格は0.45～0.65%と僅かに下落するに過ぎず、生乳と林産物や水産物の輸出価格は不変にとどまることになる。

また、オーストラリアからアメリカへの輸出量は、砂糖が2550.81%も拡大し、次いで酪農品が354.30%増加する。さらに、繊維、衣類、履物といったオーストラリアの斜陽産業品の輸出が75.48%増加するのが顕著なところである。対米輸出に限らず、全世界への輸出量に関しても、砂糖が14.84%、次いで、繊維、衣類、履物が10.40%、酪農品が6.21%拡大することが示される。その他の多くの農産物の輸出の増加率は僅かにマイナスとなっている。つまり、豪米自由貿易協定が締結されると、オーストラリアは幾つかの農産物に関して、他の市場への輸出をアメリカへの輸出に振り替えることを示している。

全世界からの輸入量に関しても、砂糖が57.54%も拡大し、次いで酪農品が4.86%増加するが、その他の財の輸入量の変動は比較的小さい。国内価格に関しては、砂糖黍、砂糖大根が22.58%上昇し、次いで、砂糖が12.58%上昇することになるが、他の財の価格の変動は遙かに小さい。また、国内生産量に対する影響に関しては、砂糖が7.82%増加し、砂糖黍、砂糖大根が7.66%拡大する。その他の生産の上昇は比較的小さい。

また、表4は、豪米自由貿易協定が締結された場合に、アメリカの各産業部門に生じる影響を示している。繊維、衣類、履物のアメリカからオーストラリアへの輸出価格は10.48%低下し、自動車・部品の輸出価格が8.53%下落する。また、鉄鉱、その他鉱物・金属製品の輸出価格は4.24～4.31%低下し、木材、紙製品の輸出価格は4.65%下落、清涼飲料水およびタバコの輸出価格は4.60%下落することになる。その他の輸出価格の変動は比較的僅かである。また、アメリカからオーストラリアへの輸出量に対する影響については、繊維、衣類、履物の輸出は104.50%増加し、砂糖の輸出が72.7%、自動車部品の輸出が46.60%増加する。また、酪農が38.13%、清涼飲料水・タバコが28.42%、鉄鉱、その他鉱物・金属製品の輸出が各々25.14～25.24%増加する。そして、オーストラリアへの輸出が減少するものはサービス業品に比較的多く見られる。また、対豪輸出に限らず、対世界輸出については、砂糖が16.91%増加し、次いで酪農が1.94%増加する。その他の財の輸出の変化は比較的小さい。

このように、豪米自由貿易協定の締結は、多くの財に関して、アメリカの対豪輸出を対世界輸出以上の比率で増加させることが分かる。

次に、アメリカの世界からの輸入量については、砂糖が 20.02 % 増加し、酪農が 16.38 % 増加するが、その他の財の輸入への影響は小さい。さらに、国内価格については、殆どの財について低下し、砂糖黍、砂糖大根の国内価格が 1.10 % 下落し、砂糖が 0.91 % 下落するのが比較的顕著な変化である。また、国内生産量への影響については、砂糖が 1.47 % 減少し、砂糖黍・砂糖大根が 0.23 %、酪農が 0.18 % 減少する。他方、生産量が増加するのは、自動車・部品の 0.12 % の増加が比較的大きいと言える。

表 5 は、豪米自由貿易協定が締結された場合に第三国に及ぶ総経済効果を示している。実質 GDP への影響に関しては、前述したとおり、当事国であるオーストラリアで 0.34 % 増加するのに対して、アメリカでは 0.02 % 拡大することになるが、その他の第三国のマクロ的な実質 GDP 全体にとっての影響は、それほど大きくはない。他方、交易条件への影響に関しては、当事国であるオーストラリアの場合には 0.08 % 改善し、アメリカの場合には 0.02 % 上昇する。他方、その他の第三国の場合には、韓国で 0.04 %、日本とシンガポールで 0.02 % 下落し、カナダ、中国、アセアンで 0.01 % 下落することになる。他方、メキシコと南米およびその他世界の交易条件が 0.01 % 上昇することになる。

また、期待される資本収益率については、当事国であるオーストラリアにおいては、1.04 % 上昇し、アメリカの場合には 0.03 % 上昇する。その他の第三国については、韓国とシンガポールが 0.03 % 下落し、カナダ、中国、アセアンが 0.01 % 下落するのに対して、ニュージーランドが 0.03 % 上昇し、その他世界で 0.01 % 上昇することになる。

表 6 は、豪米自由貿易協定が締結された場合に生じる貿易創出効果と貿易転換効果を示している。オーストラリアの場合には、アメリカへの輸出が 18 億 5400 万ドル増加するが、その一方で、EU への輸出は 4 億 4700 万ドル減少し、日本への輸出は 2 億 9700 万ドル、中国への輸出も 1 億 400 万ドル、各々減少することになり、他の国々への輸出もより少ない額ではあるが減少する。しかし、オーストラリアの輸出の総額は、アメリカへの輸出額の増加が他の輸出相手先への輸出の減少を 5 億 7500 万ドルだけ上回ることになる。

また、アメリカの場合には、オーストラリアへの輸出額が 11 億 8200 万ドル増加し、日本への輸出額も 1 億 1700 万ドル、中国への輸出は 2400 万ドル、韓国への輸出が 2200 万ドル、その他アジアへの輸出は 2100 万ドル、各々増加する。その一方で、南米への輸出額が 1 億 3300 万ドル減少し、EU への輸出が 5300 万ドル、その他ヨーロッパへの輸出が 2800 万ドル減少することになる。しかし、アメリカの総輸出額としては、オーストラリアや、日本、中国、韓国、その他アジア等への輸出の増加が、その他輸出相手先への輸出の減少を 11 億 1900 万ドルだけ上回ることになる。このように、豪米自由貿易協定の締結は、オーストラリアにとっても、アメリカにとっても、貿易創出効果が貿易転換効果を上回ることになる。

また、表 7 は、アメリカからオーストラリアへの輸出とその他の輸出国からの対豪輸出と

の間の貿易転換効果についてより詳細に示したものである。アメリカの対豪輸出総額 18 億 5400 万ドルのうちの輸出品構成は、繊維・衣類・履物の対豪輸出が 2 億 4900 万ドル、自動車・部品が 5 億 2500 万ドル、化学肥料・ゴム・プラスチックが 1 億 8100 万ドル、その他製造業品が 6 億 400 万ドル、その他部門が 2 億 9500 万ドルである。全輸出品合計で見ると、このアメリカからの対豪輸出総額の増加は、同時に、EU からの対豪輸出 4 億 4700 万ドルの減少、日本からの対豪輸出 2 億 9700 万ドルの減少、中国からは 1 億 400 万ドルの減少、その他地域からは 3 億 3100 万ドルの減少を伴う貿易転換効果として生じている。これを、農林水産物を含む「その他部門」の項目について見ると、EU からの対豪輸出が 8500 万ドルの減少、同じく日本から 2600 万ドル、中国からは 1900 万ドル、その他地域からは 8200 万ドル減少して、それに代わって、アメリカからの対豪輸出が 2 億 9500 万ドル増加することになる。

また、表 8 は、オーストラリアからアメリカへの輸出とその他輸出国からの対米輸出との間の貿易転換効果についてより詳細に示したものである。オーストラリアの対米輸出総額 11 億 8200 万ドルのうちの輸出品構成は、酪農品 2 億 6300 万ドル、砂糖 4 億 4100 万ドル、繊維・衣類・履物 1 億 5400 万ドル、その他部門の輸出品 3 億 2300 万ドルである。輸出品合計で見ると、このオーストラリアからの対米輸出総額の増加は、同時に、日本からの対米輸出の増加 1 億 1700 万ドル、その他地域からの対米輸出の増加 600 万ドル、南米からの対米輸出の減少 1 億 3300 万ドル、EU からの対米輸出の減少 5300 万ドルを伴う貿易転換効果として生じることになる。

このように、オーストラリアの場合には、他の殆どの貿易相手国からの輸入を減少させて、その分を上回ってアメリカからの輸入を増加させる転換効果が生じるが、アメリカの場合には、EU と南米からの輸入を減らして、その分を、豪州をはじめ日本やその他地域からの輸入の増加に転換させる効果を生じる。その際、後者の増加が前者の減少を上回って、ネットの効果としては、貿易創出効果が顕在化することになる。

4. 自由貿易協定の評価と今後の課題

一般に自由貿易協定の静学的効果は理論的には次のように説明されている。若杉隆平氏 [4] はこの事情を次のように記述している。

図 13 は、自由貿易協定に伴う貿易創出効果と貿易転換効果を示している。自国の貿易活動が国際市場価格には影響を及ぼさない或る小国が、自由貿易協定を締結した場合を考察する。締結以前には、世界中で最も低い価格で輸出している国から輸入しており、それに一定率 (ca/oc) の関税をかけて輸入していた。この場合、貿易による経済厚生は、消費者余剰 nka、輸入競合財生産者の生産者余剰は afp、さらに、関税収入 flkih の合計となる。ここで、自由

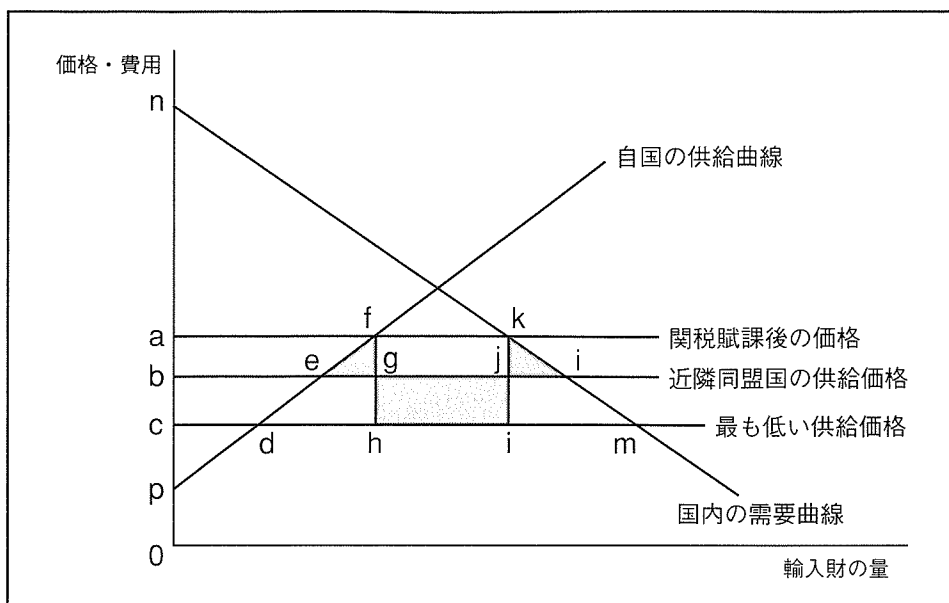


図13 貿易創出効果と貿易転換効果（出所：文献〔4〕）

貿易協定を締結することにより、輸入先が以前の貿易相手国から自由貿易協定に参加する別の近隣国に転換されるとする⁶⁾。この場合の総経済余剰は、消費者余剰 nlb と生産者余剰 bep の合計となる。

このことから推察されるように、一般的には自由貿易協定締結による経済効果は、貿易当事国の直面する需要供給曲線の形状如何によって、損得両面生じうる。つまり、自由貿易協定を締結することによって、より安い価格で輸入品が国内に供給されることによる利益（貿易創造効果）と、自由貿易協定に参加しない国から協定に参加する国へと輸入先を転換することによる関税収入の損失（貿易転換効果）とを比較して、前者が後者を超過する（ $efg+jkl-hgji > 0$ ）場合には自由貿易協定締結により経済厚生は上昇するが、逆の場合には、厚生水準は低下することになる。

概して、農産物は生活必需品的性格が強いため、需給変動の価格弾力性が小さく、需要曲線、供給曲線とも傾きが急であるため、貿易創出効果を貿易転換効果が上回る傾向が強い。従って、特に農産物輸入国にとって自由貿易協定の締結は必ずしも有利になるとは限らない。多くの農産物輸入国が自由貿易協定締結に関して、消極的な態度を示したり、或いは農産物を自由貿易協定の対象から外そうとするのはこのためである。

尚、こうした経済余剰による評価は静学的な枠組みで、かつ国際市場を通して観察される部分のみの評価であるが、市場で評価されない地球環境への定性的な影響をも考慮すると議論はさらに複雑となる。というのは、自由化は、食糧生産の立地を既に環境規制の整った先進国から環境規制の不十分な途上国へとシフトさせることにより、森林伐採等で見られるように地球環境を悪化させるという面がある一方で、保護水準の高い先進国ほど農薬や化学肥

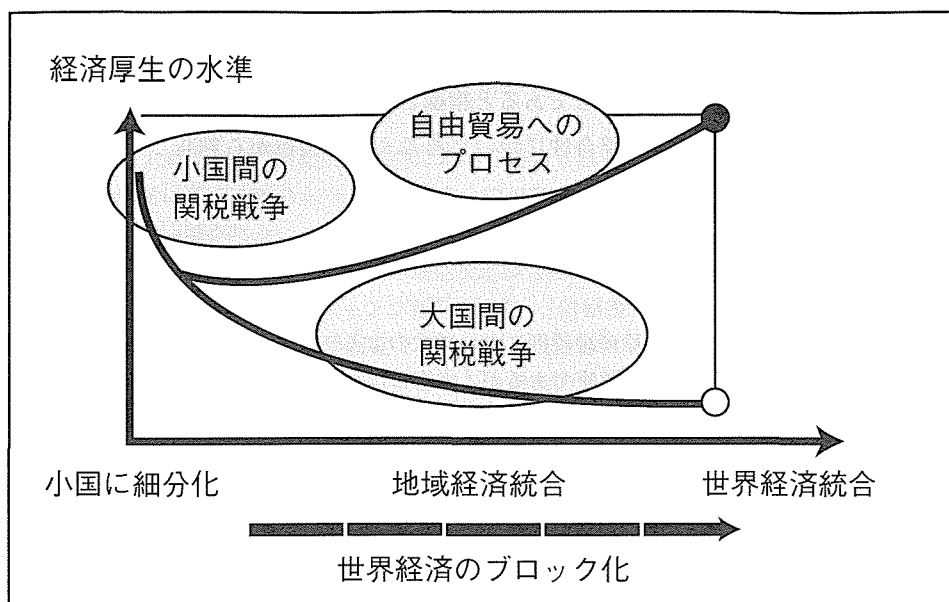


図14 自由貿易協定の長期的効果（出所：文献〔4〕）

料の多投、エネルギー依存型の大型機械化深耕に伴う土壌浸食などの環境劣化が激しいが、自由化によりこうした先進国での環境劣化が改善されるという議論もあるからである。

さらに自由貿易協定の動学的評価に関して若杉隆平氏〔4〕は次のように説明している。図14に示すように、国際市場の一方の極端は、自由貿易協定などの地域経済統合が拡大し、究極的に完全自由貿易の状況にある場合である。この場合に、世界全体の経済厚生は最高になる。他方の極端は、地域経済統合が皆無の状況であり、世界各国は小国であり、その規模は世界市場に影響を及ぼすほど大きな規模ではない状況である。この場合、各国は関税をかけることはできるが、最適関税を実現することはできない。現実の地域経済統合はこの両者の中間にあり、世界市場が、寡占的な市場構造をもつ幾つかのブロックに分かれている状況にある。この各々の寡占的経済ブロックが各自のブロックの利益を最大化しようとして競争する場合、各ブロックは最適関税を実現しようとして関税闘争が生じ、貿易は膠着状態に陥り、地域経済統合が存在しない場合の小国間で貿易に関税を課しているケースの経済厚生水準よりも低くなる恐れがある。つまり、図14に示すように、各国が小国のまま分断されていた場合の方が、地域経済統合としての大国の間で関税闘争が生じている場合よりも、経済厚生水準は高くなる。

このように、地域経済統合の動きにはメリットとデメリットの両面がある。つまり、小国が、より大きな市場を求めて自由貿易協定を締結することにより規模の経済性を発揮しうる可能性があるというメリットである。他方、小国の生産者が、その経済ブロックの中への外部からの新規参入を排除しようとする場合には、地域経済統合のまま長期的に存続し、世界市場をブロック化した状況で持続させるというデメリットである。それ故、自由貿易協定は、

それが開放的な自由貿易地域を志向しており、世界の経済厚生を真に高めるかどうか、(或いは排他的な経済ブロック間の関税闘争状態を志向しており、世界の経済厚生の低下に繋がるのかどうか)によって評価されるべきであると指摘されている(文献[4])。豪米自由貿易協定の評価およびそのWTOとの整合性についてもこうした観点から判断しなければならない。

注

1) 文献[1]によれば、原産地規則について次のように記述している。「FTAは締結国間における自由貿易のための協定であるが、厳密には、締結国間における締結国原産品の自由貿易のための協定である。FTAが規定する優遇措置の対象を、その締結国を原産とする物品に限定しなければ、締結国が結んだFTAのもたらす利益が、必ずしも締結国に還元されなくなってしまう。例えば或る製品について、日本は10%の、シンガポールは5%の関税をかけていて、日本・シンガポール経済連携協定(JSEPA)によって両国間では関税が撤廃されたとする。もし、JSEPAが、このゼロ関税率の適用を日本ないしシンガポールを原産とする当該製品に限定しなければ、米国の生産者が当該製品を日本に輸出する場合、シンガポールを経由させることによって、本来10%かかる筈の関税を5%しか払わずに日本に入れることができ、米国がJSEPAの恩恵を受けてしまう。このような迂回貿易による第三国のFTAただ乗りを防ぐための規制が原産地規則である。

ただ、未加工農産品なら原産地も容易に特定されるが、多種多様な原材料や部品から作られている工業製品については、それら原材料・部品もすべて締結国内で生産されていることの方が珍しく、締結国から輸出される製品が、その国で実質的に生産された物なのか、それとも実質的生産とはいえない表層的な加工を施しただけの物なのか、その間の線引きをしなければならない。従って、原産地規則は、締結国以外から輸入された原材料・部品も使って生産されていることを前提に、ある製品が締結国原産と認められるために満たさなければならない要件を設定する。その要件の一般的なものは関税分類変更(タリフジャンプ)と現地調達比率(ローカルコンテンツ)の要件である。

タリフジャンプ要件は、締結国から輸出される最終製品の関税上の分類が、その原材料・部品段階での分類から一定程度以上に変更されていれば—つまり、関税分類を飛び越えるほどに実質的な加工が締結国内で施されていれば—原材料・部品が国産品か輸入品かにかかわらず、その製品を締結国原産と認めるというものである。

ローカルコンテンツ要件は、ある物品全体の価額の一定割合以上が締結国内で付加されたものであれば締結国原産と認めるというものである。ただ、この要件は満たされているか否かの認定が容易でなく曖昧になりがちであり、上のタリフジャンプ要件の方が正確かつ客観的であるとされる。

原産地規則は、極めて実務的な規則なので、以下の注2～5では、幾つかのFTAにおける原産地規則の例を文献[1]から引用して記述する。

2) NAFTAでは、第二部「物品の貿易」の第4章「原産地規則」401条「原産品」によると、全体がNAFTA加盟国域内で獲得・生産された物品(同条a項)、およびNAFTA原産地規則を満たす原材料のみを使用して製造された物品(同c項)以外では、次のような場合にNAFTA原産品と認定される。

①物品の生産に非 NAFTA 原産の原材料が用いられているが、その物品の生産が NAFTA 域内において実施される結果として、使用された非 NAFTA 原産の原材料の関税分類に附属書 401 が定める変化が生じているか、同附属書が定めるその他の要件が満たされる場合。(同 b 項)。

②物品の生産は NAFTA 加盟国域内において実施されるが、ある一定の理由のため、その物品の生産に用いられる非 NAFTA 原産の原材料のうち 1 または 2 以上について関税分類が変化しない場合において、取引価格方式 (TVM) で計算する場合は 60 %、純費用方式 (NCM) で計算する場合は 50 % の最低現地調達比率を満たすこと (同 b 項)。

上記①の前段はタリフジャンプ要件であり、「附属書 401 が定めるその他の要件」とは多くの場合において最低現地調達であるから、後段はローカルコンテンツ要件である。タリフジャンプに加えてローカルコンテンツを追加的要件として課す例が、多くの製品についてみられる。また上記②もローカルコンテンツ要件である。

3) AFTA の原産地規則はローカルコンテンツ要件を採用しており、CEPT (共通効果特惠関税) 協定 2 条および「CEPT のための原産地規則」において、付加価値の 40 % 以上が ASEAN 域内で生産された資本財を含む全ての工業製品と農産品、と定義されている。この 40 % は、複数の ASEAN 加盟国において累積的に達成されてもよい。40 % というローカルコンテンツは、前述の NAFTA との比較においても、世界的に見ても、かなり低い要件であり、この点において AFTA は比較的オープンな FTA である。

4) JSEPA では第 3 章が原産地規則であり、原則としてタリフジャンプ要件、一部品目については 60 % のローカルコンテンツ要件を用いている。付属書 II A に詳述されているタリフジャンプ要件は、HS 4 桁レベルという比較的大きな括りでの関税分類変更を求めるものであり、厳しい基準と言われている。

5) EU には、迂回貿易による「ただ乗り」を防ぐという FTA 特有の目的のための原産地規則は存在しない。EU は自由貿易協定ではなく関税同盟を採用する地域だからである。ただ乗りは各 FTA 締結国の関税率の差を利用するものであるが、関税同盟は対外共通関税を持つのでこの種のただ乗りは生じない。EU も原産地規則は持っているが、それは、EU 全体としての対外通商政策 (アンチダンピング税・相殺関税、数量規制、一般特惠制度など) のためのものである。

6) 若杉隆平 [4] によれば、このことは、自由貿易協定に参加する新しい貿易相手国の国際価格が、協定に参加していない以前の貿易相手国の国際価格よりも高くても、協定国からの輸入には関税が課されないため、以前の貿易相手国 (非協定国) の関税課税後の輸入価格よりも安くなる可能性がある場合に生じる。

【参考文献】

- [1] 浦田秀次郎編「FTA ガイドブック」、日本貿易振興会、2002 年。
- [2] 山下一仁「自由貿易協定の論点」食料・農政研究センター報告資料、2002 年。
- [3] Warwick McKibbin and Andy Stoeckel, “Economic Impacts of an Australia-United States Free Trade Area”, the Centre for International Economics, Canberra, in 2002, 112p.
- [4] 若杉隆平「国際経済学」、岩波書店、1996 年。
- [5] 加賀爪 優「農水産貿易と日豪関係」、山澤逸平・渡辺昭夫編「世界環境変化と日豪関係」日本経済研究センター、1987 年。